

平成28年度 随意契約一覧(工事及び工事系委託) 8月分

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を除く

番号	件名	契約金額	契約相手先	担当課
1	区立志村第五中学校職員室冷暖房機取替工事(緊急工事)	2,970,000円	(株)武蔵野冷暖サービス	営繕課
2	区立成増小学校・成増ヶ丘小学校リース校舎棟増築に伴う既存校舎改修設計委託	5,296,968円	大和リース株式会社 東京本店	営繕課
3	区立志村第四中学校東3階便所污水管改修工事(緊急工事)	5,254,200円	松丸管工(株)	営繕課
4	区立板橋第十小学校・上板橋第二中学校改築基本設計及び実施設計委託	276,048,000円	石本・楠山設計共同企業体	営繕課
5	区立赤塚第二中学校屋外水飲み場設置工事	3,132,000円	山生建設(株)	営繕課

業者選定理由書

		番 号	1
契約番号	板契第4280900066号		
工 事 件 名	区立志村第五中学校職員室冷暖房機取替工事(緊急工事)		
工 事 場 所	板橋区坂下二丁目1番20号		
工 事 概 要	冷暖房機取替工事…一式 ・職員室 EHP(トリプル) 冷30.0kW 暖33.5kW 1組(室外機1台,室内機3台)		
業 種	空調工事		
契約確定日	平成28年8月1日		
工 期	平成28年8月1日から平成28年9月23日 まで		
契約金額	2,970,000円		
請 負 者	(株)武蔵野冷暖サービス		
請 負 者 地 所 在 地	高島平五丁目27番1号		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができない)		
担 当 課	営繕課		
業 者 選 定 理 由	当該施設の冷暖房機が老朽化により故障し、修理不能となっている。施設の運営業務に支障をきたしているため、緊急に取替工事を行う。 当該施設の空調機器修繕を良好に行った実績があり、冷暖房機器や施設の運営に関して精通し、安全かつ迅速な対応が可能な業者を選定する。		

業者選定理由書

		番 号	2
契約番号	板契第4281000025号		
工 事 件 名	区立成増小学校・成増ヶ丘小学校リース校舎棟増築に伴う既存校舎改修設計委託		
工 事 場 所	各学校所在地		
工 事 概 要	<p>○成増小学校:耐火間仕切壁+防火シャッター設置3箇所、ガラリFD設置1箇所、避難用出入口1箇所 他計画通知に係わる改修箇所一式の調査・設計・積算業務</p> <p>○成増ヶ丘小学校:防火シャッター設置1箇所、防火戸設置2箇所、他計画通知に係わる改修箇所一式の調査・設計・積算業務</p>		
業 種	建築設計		
契約確定日	平成28年8月3日		
工 期	平成28年8月4日から平成28年12月15日まで		
契約金額	5,296,968円		
請 負 者	大和リース株式会社 東京本店		
請 負 者 地 所 在 地	東京都千代田区飯田橋2-18-2		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しない)		
担 当 課	営繕課		
業 者 選 定 理 由	<p>区立成増小学校および成増ヶ丘小学校において児童の増加に伴うリース校舎棟を大和リース株式会社が増築を行っており、平成29年3月20日からリース校舎棟の賃貸借契約を行う予定である。</p> <p>増築については、建築基準法第18条により計画通知を建築指導課へ申請する必要があり、増築する建物と同一敷地内にある既存建物(既存校舎)は、建築基準法第3条2項、3項、及び建築基準法第86の7の規定が適用されるため、既存建物を改修する必要となる場合がある。本件についても建築指導課と協議の結果、既存校舎を一部改修することになった。</p> <p>改修内容についてはリース校舎棟増築の申請と併せて、建築指導課と協議・報告しなければリース校舎棟増築に関する計画通知がおりないことや、本計画通知を申請している業者が上記業者であり、計画通知申請内容の正確な理解を特に求められるものであることから、本件業務の円滑な進捗にはリース校舎棟増築設計の協議・調整の内容に精通している必要がある。</p> <p>また、リース校舎棟と既存校舎の改修内容が設備的にも一体的でなければならず、総合的な設計が必要であることなど、以上の理由から、リース校舎棟を増築している大和リース株式会社のみが履行可能であるため。</p>		

業者選定理由書

		番	号	3
契約番号	板契第4280900075号			
工事件名	区立志村第四中学校東3階便所污水管改修工事(緊急工事)			
工事場所	板橋区志村三丁目15番1号			
工事概要	東3階便所污水管改修工事 一式 ・排水設備(污水配管)改修工事 ・上記に伴う電気設備工事 ・上記に伴う建築工事			
業種	給排水衛生工事			
契約確定日	平成28年8月8日			
工期	平成28年8月8日から平成28年10月14日 まで			
契約金額	5,254,200円			
請負者	松丸管工(株)			
請負者地	富士見町30番14号			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができない)			
担当課	営繕課			
業者選定理由	当該施設箇所の変形損傷により、排水機能が失われている状態である。施設の運營業務に支障をきたしているため、緊急に改修工事を行う。 当該施設の保守点検業務を良好に行い、給排水設備や施設の運営に関して精通しており、安全かつ迅速な対応が可能な業者を選定する。			

業者選定理由書

		番 号	4
契約番号	板契第4281000027号		
工 事 件 名	区立板橋第十小学校・上板橋第二中学校改築基本設計及び実施設計委託		
工 事 場 所	各学校所在地		
工 事 概 要	<p>以下の新築工事及び既存建物解体工事、擁壁工事、仮設校舎工事設計を行う。</p> <p>板橋第十小学校 敷地面積:9,261㎡ 延面積:約8,600㎡ 校舎・体育館・プール・校地整備等</p> <p>上板橋第二中学校(向原中学校敷地) 敷地面積:12,259㎡ 延面積:約9,200㎡ 校舎・体育館・プール・擁壁・校地整備等</p>		
業 種	建築設計		
契約確定日	平成28年8月31日		
工 期	平成28年9月1日から平成30年3月16日まで		
契約金額	276,048,000円		
請 負 者	石本・楠山設計共同企業体		
請 負 者 地 所 在 地	東京都千代田区九段南四丁目6番12号		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しない)		
担 当 課	営繕課		
業 者 選 定 理 由	<p>「学校改築基本設計及び実施設計委託プロポーザル方式実施要領」第5条に基づき、技術提案内容について選定委員会(技術提案及びヒアリング)を開催し、選定委員(教育委員会事務局次長、技術担当部長、営繕課長、板橋第十小学校長、上板橋第二中学校長、向原中学校長、新しい学校づくり課長、学校配置調整担当課長、教育委員会事務局副参事)9名により評価し、選定した結果、石本・楠山設計共同企業体が最優秀事業者となり、契約交渉順位第1位となったため。</p>		

業者選定理由書

		番	号	5
契約番号	板契第4280800069号			
工事件名	区立赤塚第二中学校屋外水飲み場設置工事			
工事場所	板橋区成増三丁目18番1号			
工事概要	水飲み場（鉄筋コンクリート造、ウレタン塗膜防水（一部タイル張）、蛇口6口）の設置 その他、敷地内高木1本移植			
業種	建築工事			
契約確定日	平成28年8月23日			
工期	平成28年8月24日から平成28年10月11日まで			
契約金額	3,132,000円			
請負者	山生建設株式会社			
請負者地	東京都板橋区大谷口一丁目16番5号			
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しない）			
担当課	営繕課			
業者選定理由	標記の建築工事は、平成28年8月4日に公募型（希望制）指名競争入札が行われたが、入札不調となった。 当該工事については、事業スケジュールの都合上、再入札を行うことは不可能であるため、未応札者である上記業者に積算依頼をしたところ、当初予算の範囲内であった。 よって、上記業者を選定した。			